

配合飼料価格差補てん事業の仕組み

加入畜産経営者



事業対象配合飼料

基金と積立金納付契約締結している製造業者が供給する穀物、植物性油かす類、そうこう類動物質性飼料を主原料とする配合飼料です。

規定に基づき解除・解約の定めがある

委任状(4年毎および新規加入やメーカー移動等)

- ・価格差補てん契約(基本契約、数量契約)の締結や契約の変更・解約
- ・積立金・別途納付金の納付、飼料購入実績数量報告

通常補てん積立金

契約数量(毎年度)

農家が準備するもの

- ・加入畜産経営者の住所・氏名等並びに農場名・所在場所・飼養頭羽数等
- ・四半期ごとの契約数量
- ・取引金融機関、口座番号等

年度途中の加入や契約数量の変更はできない

畜産経営者である証拠書類(生産物の販売・出荷等)の提出

飼料荷受組合

加入者は四半期毎に積立金を納付、積立金は返還されない。

基本契約(4年毎および新規加入者やメーカー移動者等がある場合)

- ・今回の契約期間は平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

数量契約(毎年度)

- ・毎年、事業年度の開始前(3月末)までに、加入者毎の契約数量を締結・確定

畜産経営者である証拠書類の確認と証明を付け、提出

通常補てん積立金

補てん対象数量は購入数量と契約数量のいずれか低い数量が対象となる。

その他に

別途納付金制度、基金間移動の制度あり

一社)滋賀県配合飼料価格安定基金協会

通常補てん金(加入者と契約製造業者)
異動補てん金(国補助金と契約製造業者)

